

【研究論文】

株式会社の配当規制に関する一考察

— わが国の配当規制・連結配当規制の特徴を中心として —

酒 卷 雅 純

(埼玉大学・院生)

【要 約】

配当規制の特徴は、資本制度を基礎とすることにある。しかし、近年、資本維持の考え方が後退し、配当概念が広く解されるようになった。連結配当について、旧商法ではこの規定がなかったが、初めて会社法で導入された。連結配当規制の特徴は、連結計算書類上の剰余金が個別計算書類上の剰余金を下回る場合にのみ、その範囲内（つまり、連結剰余金が個別剰余金を下回る場合、その差額を個別の剰余金から控除する。）で配当が許され、あくまで親会社の個別計算書類での規制となっていることにある。その差額を控除する意味は、分配可能額の算定上、含み損を控除することであり、債権者保護という会社法の見地に沿うものである。また、連結配当規制の適用事例をレビューした結果、その規制の効果（親会社の配当に連結業績内容が反映され、配当が実施されること）が生じていないことが分かった。

はじめに

配当規制とは、債権者保護の見地から、株主に対する会社財産の払戻しを制限することをいう。会社法が配当を規制する狙いは、物的会社である株式会社の特質が株主有限責任（limited liability）にある中で、配当が安易に行われえないことにある。株式会社は、有限責任を前提とし、株主のリスクを限定することにより、大衆から広く資金調達することができる⁽¹⁾。他方、会社が支払不能（equitably insolvent）となれば、債権者に対する保護措置が不可欠である。そのため「安全弁」（margin of safety）としての「資本（金）」の制度を設け、その金額に相当する財産を維持する資本・利益計算ならびにこれに基づく分配可能額の算定を法制化している。こうした債権者保護

の見地から、わが国の配当規制は、「資本維持」をメルクマールとしており⁽²⁾、その特徴を一言でいうと、大陸法（ドイツ）の商法を継受する伝統的な資本制度を基礎とし、社外に配当（分配）する原資を留保利益に限定し、元手たる株主からの払込資本を維持することである。

しかし、近年、資本概念が変質し、払込資本の一部を資本準備金から除外して、配当可能とする改正（2001（平成13）年商法改正）が行われ、さらに配当概念も変質した。加えて、グループ連結経営の流れに沿って、2006（平成18）年5月施行の会社法及び会社法計算規則で「連結配当規制適用会社」という概念が導入され、連結業績が親会社の分配（配当）可能額に影響を与えることが、注目される⁽³⁾。以上の観点から、本稿では、配当規制・連結配当規制の特徴を明らかにし、若干の事例により連結配当規制の実際を考察する。

1. 配当規制の特徴

(1) 準備金制度の変質

本節では、本稿の主題たる配当規制との関係の視点から、会社法上の準備金制度の変質について考察する⁽⁴⁾。株式会社の準備金とは、債権者保護の目的で、資本に準ずる積立金として積立を強制するものであり、株主からの払込資本からなる資本準備金と、獲得した利益からなる利益準備金がある。

まず、貸借対照表の純資産のうち、株主資本の項目の区分（会計上の表示区分）を確認したうえで、準備金の変質を見ていく。株主資本は、「図表 1」に示すように「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」に区分される。企業会計基準では、剰余金とは、「資本剰余金」と「利益剰余金」をいい、「資本剰余金」は「資本準備金」と「その他資本剰余金」に、「利益剰余金」は「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分される⁽⁵⁾。株主からの払込資本と獲得した留保利益は、両者とも株主の「持分」⁽⁶⁾である点で共通するが、ディスクロージャーの観点から先のように区分（会計上の表示区分）される。一方、会社法では、分配可能額の算定の観点から、次のように区分される。すなわち、分配可能額を構成する「剰余金（「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」）」と、計上や取崩しに関して規制のある「資本金」及び「準備金」（資本準備金及び利益準備金を準備金に一本化して規定）に区分される（「図表 1」参照）。

次に、会社法上の準備金制度の変質を見る。会社法で、準備金とは、「資本準備金」と「利益準備金」をいう⁽⁷⁾。準備金は、債権者保護の見地から、一定の積立が規定され、その取崩しにも一定の要件が求められる。会社法では、資本準備金及び利益準備金を準備金に一本化して規定している⁽⁸⁾。つまり、「この両準備金は、両者を区別することなく、とくに利益準備金については、平成 13 年旧商法改正で積み立て限度を緩和（両準備金を併せて資本の 4 分の 1 まで、それ以前は利益準備金単独で資本の 4 分の 1 までであった）、及びその用途拡大（欠損補填、資本組入れ限定から両準備金の合計額から資本の 4 分の 1 を残し剰余金をその他剰余金へ取崩して株主分配可に変更）した新設規定を会社法は継承」⁽⁹⁾している。

経営者の裁量（機動的で、弾力的な資本構成の変更）が拡大し、「資本準備金」を取り崩し、「その他資本剰余金」に振り替えて、「資本準備金減少差益」を配当原資とすることもできる⁽¹⁰⁾。すなわち、「債権者保護手続きを経れば株主総会の普通決議で、株主払込資本（準資本である資本準備金）を株主への配当等の分配の道を開いた制度」⁽¹¹⁾となり、「株主の分配は、従前の利益の配当（配当可能利益）に限定されることなく資本を源泉とする配当を可能（剰余金の分配）にする制度」⁽¹²⁾へと変質したのである。会社法では、資本金及び資本準備金の額の取崩しによって生ずる剰余金は分配可能額に含まれる。しかし、剰余金を利益性の剰余金へ振り替えることを無制限に認めれば、維持すべき払込資本と留保利益の区別が曖

図表 1 貸借対照表の純資産のうち株主資本の項目

株主資本	1. 資本金		会社法上の 剰余金
	2. 資本剰余金	資本準備金（株式払込剰余金等） その他資本剰余金（減資差益、自己株式処分差益等）	
	3. 利益剰余金	利益準備金 その他利益剰余金（任意積立金、繰越利益剰余金）	

〔出所〕 筆者作成。

図表 2 資本剰余金で配当する会社例（2009 年 3 月期個別ベース）

（単位：百万円）

社 名	最 終 損 益	利益剰余金	配 当 額
第一三共	▲264,662	▲252,370	56,315
ニ チ ロ	▲ 8,159	▲ 7,178	1,524

〔出所〕『日本経済新聞』（2009（平成 21）年 6 月 4 日 朝刊）

味となる弊害がある。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認めるべきではない。ただし、利益剰余金が負の残高のときにその他資本剰余金で補填することは、資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらない。つまり、利益剰余金が負の残高の場合、その他資本剰余金での補填は、払込資本に生じている毀損を事実として認識するものであり、払込資本と留保利益の区別は問題とされないからである。

準備金制度の変質に伴い、実際、利益剰余金のない会社では、資本準備金を取崩して「その他資本剰余金」に振り替えて、配当している（「図表 2」参照）。なお、取崩しの対象となる資本準備金のなかで、株式払込剰余金（株主の払込のうち資本金に組み入れなかった部分）が大宗を占める。利益でない資本準備金減少差益を配当可能とした結果、「図表 2」から、会計利益（最終損益）と配当額の大きな乖離が見てとれる。

（2）配当概念の変質と規制の特徴

近年、払込資本の維持を通じた会社の維持の考え方が後退し、配当を会社財産の払戻しと捉えている。会社法でこれが明確となり、利益を含むより広い概念の「剰余金の配当等」として、剰余金の配当と自己株式の有償取得を合わせて規制している。旧商法では配当財源を原則として留保利益（稼得された利益）に限定していたが、会社法ではそれが拡大され、「利益の配当」とはいわなくなった⁽¹³⁾。

会社法では、剰余金の配当が可能な額を「分配可能額」という概念を用いており、その分配可能

額を構成するのは、既述したとおりその他資本剰余金とその他利益剰余金である。まず、具体的な「剰余金」の額の計算に関して、会社法 446 条で規定している。そして、「分配可能額」をどのように計算するのかを、会社法 461 条で規定している。会社法 461 条は、分配可能額の計算の基礎となる剰余金の額から、何を減額するのかなど、もっぱら会社法上の政策的な理由による規定となっている⁽¹⁴⁾。剰余金の配当に関して、会社法 446 条と会社法 461 条が別々に規定（二段階計算）しているのは、以上のような趣旨の違いに起因するものである。

さらに、規制の特徴として着目すべきは、剰余金の配当に関する時期の制限をなくしたことである⁽¹⁵⁾（ただし、債権者保護の見地から純資産額が 300 万円を下回る場合には配当不可⁽¹⁶⁾）。従来、配当としては、「年次配当」と「中間配当」の年 2 回のみであった。しかし、会社法ではこの年間配当回数の制限が撤廃され、「四半期」や「不定期」の配当が柔軟にできるようになって⁽¹⁷⁾、株主の立場から配当の機会が増えている。

実際に、「四半期」配当を実施している上場会社は、7 社である⁽¹⁸⁾。これらの会社の特徴として、株主構成及び収益性に一定の傾向を析出できる。第一に、株主構成を見ると、「機関投資家（外国＋投資信託）保有比率」が高い⁽¹⁹⁾。第二に、収益性を見ると、「株主持分利益率（ROE：当期純利益÷（株主資本＋その他包括利益累計額））」が高く、高収益である⁽²⁰⁾。以上のことから、「四半期」配当に前向きなのは、機関投資家の存在を意識する、高収益の会社である。

2. 連結配当規制の特徴

(1) 連結配当規制の特徴

本節では、連結配当規制の特徴について考察する。多くの上場会社は、その傘下に子会社等を抱えるグループを形成し、その企業価値が最大になるように連結経営を行っている。会計実践でも、すでに連結中心となり、上場会社の90%以上で連結財務諸表を公表している。1999（平成11）年及び2000（平成12）年の商法改正では、株式交換制度、株式移転制度、会社分割制度が導入された。こうした流れに沿って、2002（平成14）年商法改正により2004（平成16）年4月以後に終了する事業年度から連結計算書類の作成が容認（ディスクロージャーの充実）され、さらに2006（平成18）5月施行の会社法及び会社法計算規則において「連結配当規制適用会社」という概念が導入され、連結配当が規定された。

連結財務諸表（会社法では、連結計算書類という）に対して、個々の会社を単位として作成される財務諸表が個別財務諸表（会社法では、個別計算書類という）である。会社法上の個別計算書類には情報提供機能（ディスクロージャー）及び利害調整機能（分配可能な財産の額の算定）の2つの役割がある。利害調整機能は、個別計算書類に基づくことが原則であり、その点において現行の連結計算書類⁽²¹⁾の役割は、限定的な位置づけとなっている。

会社法では、会計監査人設置会社⁽²²⁾は、連結計算書類を作成することができ、大会社かつ有価証券報告書の提出会社である場合は連結計算書類を作成しなければならない⁽²³⁾。そして、連結計算書類の作成を要件として、連結配当を採用できる会社を「連結配当規制適用会社」としている⁽²⁴⁾。このように連結配当規制は、一部の会社が採用可能となっている⁽²⁵⁾。

連結配当に関する具体的な規定は、会社計算規則第158条4項である。そこにおいて、「連結配当規制適用会社」が、「連結剰余金差損額」を算出する式を次のように規定している。すなわち、連結配当規制を適用する場合、最終事業年度の末日における個別貸借対照表と連結貸借対照表について、それぞれの株主資本の額から、①その他有価証券評価損、②土地再評価損、③のれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の合計額を超えている場合には、資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の合計額）、及び④最終事業年度の末日後に子会社から自社株を取得した場合には、取得直前の子会社における帳簿価額のうち連結配当規制適用会社の子会社に対する持分に相当する額の合計額、を減じて得た額と比較して、連結の方が少ない場合には、その差額を分配可能額の算定上、控除する。一方、連結の方が多い場合には、控除しない。

(2) 連結剰余金差額の論拠

要すれば、連結配当規制では、連結計算書類上の剰余金が個別計算書類上の剰余金よりも少ない場合にその「差額（連結剰余金差額）」を親会社の分配可能額から控除する。したがって、それは連結剰余金に基づいて配当規制が行われているわけではなく、あくまで配当財源は親会社の利益である。そして、その差額を控除する論拠は、未実現損益に対する考え方と同様である。すなわち、連結剰余金が個別剰余金よりも少ないことは、親会社保有の子会社株式に含み損がある場合と同じであり、評価損が生じている状態である。したがって、その差額（含み損）を親会社の分配可能額から控除する⁽²⁶⁾。他方で、連結剰余金が個別剰余金よりも多いことは、親会社が保有する子会社株式に含み益がある場合と同じであり、その含み益は、子会社から配当等を受けることによって実現することでもあるため、あえて分配可能額に算入

しない。

こうした考え方（分配可能額計算上、評価益は算入せず、評価損は算入すること）は、債権者保護のために望ましいという会社法の見地と整合する。言い換えれば、評価益に基づく配当の許容は、株主が将来利益の分配を債権者に先んじて受けることであり、債権者・株主間の利害調整という観点からは弊害がある。したがって、債権者保護の立場から、「未実現利益の配当は、認めない。」という考え方を連結配当規制においても貫徹させている⁽²⁷⁾。

(3) 連結配当規制の機能と実態

連結配当規制の機能は、親子間取引、子会社間取引に伴う利益操作による子会社に押し付けた損失の影響を分配可能額にも反映させることである⁽²⁸⁾。その実態を見ると⁽²⁹⁾、連結配当規制の採用会社は、35社（全国上場会社ベース）である（なお、全国上場会社数は、約3,900社なので、採用比率は $35/3,900 = 1\%$ となる）⁽³⁰⁾。採用会社の特徴を俯瞰すると、売上高1,000億円以上が計17社で全体の48.5%を占めており、比較的大規模な会社が多い。また、株主構成及び収益性についてレビューした結果（2011年3月末現在、35社のうち、損失計上及び上場廃止会社を除く26社の単純平均）、機関投資家保有比率の平均は

12.0%、株主持分利益率（ROE：当期純利益÷（株主資本＋その他包括利益累計額））の平均は7.9%であり、機関投資家保有比率が低く、比較的高収益の会社が多いことが指摘できる。

なお、35社すべて、連結剰余金が個別剰余金よりも大きいため（分配可能額計算上評価益となる）、親会社の配当に連結業績が反映され、配当が実施されることはなかった。

3. 事例による連結配当規制の考察

本節の狙いは、前述の35社の中から一事例としてN社（東証一部、連結子会社19社、持分法適用関連会社7社）の配当実施状況の特徴を考察することである。「図表3」は、N社の基礎収益等の推移（連結ベース）を、5期間（2006年3月期～2010年3月期）一覧にしている。まず、N社の親会社の利益に対して子会社等の利益が、どの程度反映されているのかを見てみる。その指標として、「持分法による投資損益(B)の対基礎収益⁽³¹⁾(C)の比率（(B)/(C)）」を算出した。その結果（「図表3」では、下から二段目の数値）を見ると、1～3%で推移し、N社の財務構造として親会社の利益に占める持分法適用関連会社の利益の割合は、極めて小さい。さらに、「関係会社からの受取配当金(A)と持分法による投資損益(B)との合計の

図表3 N社の基礎収益等の推移

【連結ベース】	(単位：百万円)				
	2006/3	2007/3	2008/3	2009/3	2010/3
営 業 利 益	6,386	7,835	4,113	8,272	10,435
利 息 収 支	0	95	△ 134	△ 680	△ 893
受 取 配 当 金 (A)	142	168	209	339	209
持分法による投資損益 (B)	224	131	54	△ 124	151
基 礎 収 益 (C)	6,752	8,229	4,242	7,807	9,902
(B)/(C) (%)	3	2	1	—	2
(A) + (B)/(C) (%)	5	4	6	3	4

〔出所〕 N社各年版「有価証券報告書」より筆者作成。

対基礎収益の比率 $((A) + (B)/(C))$ (「図表 3」では、最下段の数値) を見ても、3~6%で推移し、子会社及び関連会社の利益の占める割合は、極めて小さい。

次に、N社の株主構成等の観点からの特徴を見る。株主構成及び収益性(2010年3月期)を見ると、機関投資家(外国+投資信託)保有比率は13.0%、株主持分利益率(ROE)は1.9%であり、両比率とも顕著に高くはない。したがって、N社が特に株主構成の観点から、連結配当規制を採用しているという要因(つまり、「モノいう株主」からのプレッシャーで連結配当規制を採用していること)はないようである。そして、N社では、2006年3月期から2010年3月期までの5期間を通じて、連結剰余金が個別剰余金よりも大きいため(分配可能額の計算上評価益となる)、親会社の配当に連結業績が反映され、配当が実施されることはなかった。

おわりに

本稿の結論を、要約すると次のとおりである。

①配当規制の特徴は、資本制度に基づくことにあるが、近年、資本維持の考え方が後退し、配当概念が広く解されるようになった。②連結配当規制の特徴は、連結計算書類上の剰余金が個別計算書類上の剰余金を下回る場合にのみ、その範囲内で配当が許され、あくまで個別(親会社)ベースでの配当であることにある。連結剰余金が個別剰余金を下回る場合にのみ、その差額を個別の剰余金から控除する。その差額控除の意味は、分配可能額の算定上、含み損を控除することである。それは債権者保護という会社法の見地に沿うものである。③連結配当規制の適用事例をレビューした結果、その規制の効果(親会社の配当に連結業績が反映される配当の実施)は、生じていなかった(その理由は、連結剰余金が個別剰余金よりも大

きく、分配可能額計算上評価益となっているためである)。なお、連結配当規制導入後、既に6年経過し、上場会社での採用が35社に止まることに関しては、重要な研究課題である。この点の考察は、今後の課題としたい。

〈注〉

- (1) 株式会社は、資本を糾合して大規模事業を行うための仕組みである(株式会社の経済的特質について、箕輪〔2011〕7-9頁参照)。
- (2) 配当規制のあり方は、国や時代背景によって異なる。アメリカでは、配当に関して各州会社法が規制しており、たとえば、模範事業会社法に倣う州法にみられるように資本維持の原則がなく、わが国との比較において異なる規制となっている。他に、デラウェア会社法のように、貸借対照表上累積した欠損があっても、一定の期間、利益があれば配当できる(ニンブル配当(nimble dividends))州法もある。また、カリフォルニア会社法のように、資産・負債比率等の財政状態基準を用いて規制する州法もある。なお、アメリカの配当規制に関する歴史的変遷に関する研究として、森〔1974〕岸田〔1984〕、伊藤〔1996〕が挙げられる。
- (3) 先行研究(たとえば、岸田〔1984〕、伊藤〔1996〕)において、連結ベースでの配当規制の必要性がこれまでも指摘されている。
- (4) 準備金制度の変遷について詳しくは、箕輪〔2011〕66-74頁参照。
- (5) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」6項。
- (6) 資本に対して株主の「持分」という概念がある。これは資産から負債を差し引いた概念であり、アメリカでは、“equity”があてられている。持分は維持理念を伴わない用語であり、ここにも資本維持の後退を窺うことができる。
- (7) 会社法445条4項。
- (8) 会社法445条3項、4項、5項。箕輪〔2008〕17頁。
- (9) 箕輪〔2010〕242頁。
- (10) 2001(平成13)年の商法改正では、法定準備金の取崩し差益、減資差益(資本金減少差益)、及び資自己株式処分差益が資本準備金から除かれ、配当可能となり、配当可能限度額を留保利益の範囲内に制限してきた配当規制が変質した。現行では、会社計算規則29条1項3号に規定している。

- (11) 前掲書 242 頁。
- (12) 同上 242 頁。
- (13) 「剰余金の配当」とは、利益の配当、中間配当、資本金及び準備金の減少に伴う払戻し（有償での減資など）などをいい、会社財産の払い戻しである。「剰余金の配当」には、剰余金すなわち「その他利益剰余金」、「その他資本剰余金」という利益性及び資本性の払い戻しを包含するため、「剰余金の配当」といい、旧商法下でのように「利益の配当」とはいわない。
- (14) たとえば、のれんはその配当可能性に一部疑義があるため、剰余金の額からのれん等調整額の資本等を超える額などを控除する。なお、会社法では組織再編が原則自由にできるため、受入純資産とその対価額との差額として多額ののれんが発生する可能性が生じている。
- (15) 会社法 453 条。
- (16) 会社法 458 条。
- (17) そのため会社法では、臨時計算書類の制度を導入している。
- (18) ホンダ、日立工機、ホギメディカル、スミダコーポレーション、イー・アクセス、リンクアンドモチベーション、東京リスマチック（2011 年 12 月末現在）
- (19) ホンダ（40.0%）、日立工機（11.8%）、ホギメディカル（32.1%）、スミダコーポレーション（15.7%）、イー・アクセス（48.2%）、リンクアンドモチベーション（2.3%）、東京リスマチック（0.6%）：2011 年 3 月末現在、「会社四季報 2011 年 4 集」より算出。
- (20) ホンダ（12.0%）、日立工機（0.5%）、ホギメディカル（7.3%）、スミダコーポレーション（26.6%）、イー・アクセス（19.9%）、リンクアンドモチベーション（18.6%）、東京リスマチック（2.2%）：2011 年 3 月末現在、「会社四季報 2011 年 4 集」より引用。
- (21) 会社法では、連結財務諸表を連結計算書類という。連結計算書類とは、会社及びその子会社からなる企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適切なものとして法務省令で定めるものをいう（会社法 444 条 1 項）。そして、この「法務省令で定めるもの」は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表から構成されている（会社計算規則 61 条）。なお、連結キャッシュ・フロー計算書は求められていない。
- (22) 会計監査人設置会社は、公認会計士又は監査法人による監査を受ける。会社法 337 条、436 条。
- (23) 会社法 444 条 1 項、3 項。
- (24) 会社計算規則 2 条 3 項 51 号。
- (25) 会社法での連結配当規制は、任意規定である。しかし、そもそも配当規制は債権者との間の利害を調整する規制であって、私見によれば会社が選択することができるものと定めるのは適当でないとも解されるが、この点に関して、立法担当者による次の説明がある（相澤〔2006〕119 頁）。「連結配当規制自体、連結計算書類を作成していなければ適用することができず、その連結計算書類の作成自体が任意の選択性になっているという事情もある。さらには、剰余金の額も、会社が任意に資本金や準備金を減少して作出することができる規制体系になっている以上、分配可能額の個々の構成要素をみれば、会社の任意性を認める余地は相当広い。」確かに、連結配当規制に関しては、その基礎となる連結計算書類の作成自体は任意である。しかしながら、そもそもグループ会社が存在している場合には、連結計算書類を作成すべきである。したがって、上のような説明には疑問なしとしない。
- (26) 相澤〔2006〕118 頁。
- (27) 会社法での資産等の評価益については、取得原価主義を採用しているため、評価益を計上し、かつ、分配可能額に算入できる場合は限定されている。すなわち、売買目的有価証券の評価益は、その評価益が当期純利益に計上されるため、分配可能額に算入する。しかし、評価差額金等の項目に計上されるものは、分配可能額に算入しない。
- (28) 連結配当規制の必要性に関して、詳しくは、岸田〔1984〕、伊藤〔1996〕参照。なお、連結配当規制について、配当政策で分配を抑えればよく、この規制の必要性は乏しいとの見解もある（瀧田〔2007〕402 頁参照）。
- (29) 新日本監査法人ナレッジセンターによる調査。（調査日：2009 年 7 月 28 日、調査対象：2009 年 6 月 30 日までに提出されていた有価証券報告書に添付されている株主総会招集通知を対象に調査を実施）
- (30) 連結配当規制適用会社は、次の 35 社である。日清オイリオグループ（株）、大王製紙（株）、日本バルカー工業（株）、（株）クラレ、アース製薬（株）、オンコセラピー・サイエンス（株）、アンジェス MG（株）、大和工業（株）、サンケン電気（株）、パナソニック（株）、日野自動車（株）、セイコーホールディングス（株）、宝印刷（株）、（株）ニッピ、クリナップ（株）、三菱鉛筆（株）、四国電力（株）、（株）中央倉庫、（株）近鉄エクスプレス、ガンホー・オンライン・エンターテイメント（株）、東映（株）、ゼット（株）、クオー

ル(株), イオン北海道(株), (株)ヤマナカ,
(株)ダイエー, (株)ベリテ, (株)香川銀行,
(株)岡三証券グループ, アイフル(株), バリュー
コマース(株), 日清医療食品(株), (株)ダス
キン, (株)トスネット, (株)丹青社。

- (31) 本稿でいう「基礎収益」とは、連結ベースでの
「営業利益(貸倒引当金繰入額控除前)+利息収支
+受取配当金+持分法投資損益」である。

主な参考文献

- 相澤 哲編著〔2006〕『立案担当者による新会社法関
係法務省令の解説』別冊商事法務 No. 300 商事
法務。
伊藤邦雄〔1996〕『会計制度のダイナミズム』岩波書
店。
岸田雅雄〔1984〕『結合企業会計の法的規制』有斐閣。
長浜洋一〔1971〕『アメリカ会社法概説』商事法務研
究会。

瀧田 節〔2007〕『会社法大要』有斐閣。

箕輪徳二〔2010〕「株式会社の株主資本政策の容易化
——株式市場を重視した経営者権限拡大の制度改
正——」石崎忠司監修『失われた10年』中央大
学出版部。

箕輪徳二・三浦后美編著〔2008〕『会社法と会社財務・
会計の新展開』泉文堂。

箕輪徳二・三浦后美編著〔2011〕『株式会社の財務・
会計制度の新動向』泉文堂。

箕輪徳二〔2008〕「新会社法と財務管理——資本金,
準備金, 自己株式制度を中心に——」『年報財務
管理研究』第19号。

森淳二郎〔1974〕『配当制限基準と法的資本制度——
アメリカ法の資産分配規制の史的展開』大阪府立
大学経済研究叢書・第39冊。

本稿は、日本財務管理学会第33回秋季全国大会
(於：静岡産業大学, 2011年10月29日)の自由論題
の部における報告に加筆・修正したものである。